

保護者の皆様へ

春日井市立篠木小学校長

夏季休業中における「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、令和5年4月に気候変動適応法の一部を改正する法律が成立（令和6年4月施行）しました。これを踏まえ、夏季休業中に熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合は、危険な暑さを避けて登下校することが難しいと考えられるため、次のとおり対応することといたします。ご理解とご対応をお願いいたします。

1 夏季休業中の出校日について

出校日を臨時休業とします。

- 臨時休業になった場合でも、「子どもの家」は原則11時から受け入れていただけます。ただし、時間に合わせて送迎していただく必要があります。民間の学童へは、各自で依頼をお願いします。
- 異常事態による臨時休業ですので、できる限りご家庭で過ごしていただきたいと思えます。どうしても当日、大人が在宅せず、お子様の居場所に心配があるなどの場合については、学校までご相談ください。

2 熱中症特別警戒アラートについて

熱中症特別警戒アラートは、暑さ指数（WBGT）の最高値が、県内すべての観測地点において35以上になることが予想される場合、前日の14時頃に発表されます。

＜熱中症特別警戒情報とは＞

熱中症特別警戒アラートについて詳しく説明しているサイトです。



https://www.wbgt.env.go.jp/about_special_alert.php

＜熱中症警戒アラート等メール配信サービス＞

こちらで登録すると、熱中症警戒アラート発表時にメールが届きます。



https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php

3 その他（夏季休業中に限らず、熱中症予防の観点から次のことをお願いします。）

- お子様の健康状態により登校時に熱中症の心配があり、安全の確保が難しいとご家庭が判断された場合には、無理をせず、登校を見合わせてください。
- 登下校時に体調に異変を感じたら、無理せず涼しい場所で休憩をとること、必要があれば冷房の効いた商業施設等に助けを求めることをご家庭においてもご指導ください。
- 下校時に健康に係る重大な危険があると判断した場合は、引き渡し下校や校内待機等を行うことがあります。その場合は、Home&Schoolにて連絡いたします。